

京都市告示第 127 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成29年5月15日から平成30年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成29年5月15日

京都市長 門川大作

- 1 名称
全日本食品株式会社
- 2 住所又は主たる事務所の所在地
東京都足立区入谷6丁目2-2
- 3 取扱店所在地
京都市西京区大枝西新林町5-1-2

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)